

あいちモビリティイノベーションプロジェクト「空と道がつながる愛知モデル 2030」

プロジェクト推進に係る会議運営・調査業務委託 仕様書

1 目的

愛知県では、ドローンや eVTOL 等の次世代空モビリティの社会実装の早期化を図るとともに、自動運転車等の「陸」のモビリティとの同時制御により創出される新しいモビリティ社会「愛知モデル」の構築や、次世代空モビリティの基幹産業化を目指す「あいちモビリティイノベーションプロジェクト「空と道がつながる愛知モデル 2030」（以下「プロジェクト」という。）を推進している。

2024 年 2 月に策定したプロジェクトの「推進プラン」では、プロジェクトの目指すべき将来像やその実現のためのロードマップ等の取組の方針を示した。また、2026 年 1 月には、推進プランの追補版を策定し、ローンチモデルの精緻化及びドローンの供給力の強化に向け目指す姿の具体化を行い公表した。

本委託業務では、「推進プラン」及び同追補版を踏まえ、プロジェクトの目指す姿の実現に向けて、（1）プロジェクト推進に係る会議運営業務及び（2）次世代空モビリティ産業参入チャレンジ調査業務を行う。

2 委託期間

契約締結日から 2027 年 3 月 31 日（水）まで

3 業務に関する全般的な事項

（1）愛知県は、2024 年 2 月にプロジェクトの今後の取組や、方向性を示した「推進プラン」をとりまとめるとともに、2026 年 1 月には、プロジェクトの進捗や課題を踏まえ、「推進プラン」の追補版を策定した。本業務は「推進プラン」及び同追補版（以下「推進プラン」という。）に沿ってプロジェクトの推進を図るものであることから、「推進プラン」の理解に努めた上で業務を行うこと。

※資料：

- あいちモビリティイノベーションプロジェクト「空と道がつながる愛知モデル 2030」愛知県公式サイト
(<https://www.pref.aichi.jp/site/nextgeneration-airmobility/>)
 - あいちモビリティイノベーションプロジェクト「空と道がつながる愛知モデル 2030」推進プラン
(<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/494809.pdf>)
 - あいちモビリティイノベーションプロジェクト「空と道がつながる愛知モデル 2030」推進プラン追補版
(<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/596646.pdf>)
- （2）本業務の実施に当たり、迅速かつ確実に対応できる要員及び体制を確保すること。

4 業務実施内容

(1) プロジェクト推進に係る会議運営業務

下記のア～エの4つの会議について、県と協議のうえ、検討体制や協議内容等の企画・運営を行うこと。

ア プロジェクトチーム（PT）会合

(ア) 参加人数

プロジェクトチームメンバー、アドバイザリーボード（有識者）、報道機関、傍聴者等
約40名程度

(イ) 開催頻度

2回／年（10月、2月頃）程度

(ウ) 場所

愛知県内の会議室等

(エ) 内容の想定

- ・プロジェクトの進捗報告
- ・アドバイザリーボードからの助言
- ・その他プロジェクト推進に関わること

イ 革新的ビジネスモデルタスクフォース(TF)

(ア) 参加人数

タスクフォースメンバー 約20名程度

(イ) 開催頻度

5回／年程度

(ウ) 場所

愛知県内の会議室等

(エ) 内容の想定

- ・各事業の進捗報告
- ・プロジェクト推進に係る個別事項の検討

（想定議題として、新規PTメンバーの検討、ネットワークメンバーの参画確認、プロジェクトチーム会合に関する協議、ディバートメントで議論されたテーマに関する情報共有等。）

ウ ディバートメント(DP)

(ア) 参加人数

プロジェクトメンバー内外の関係事業者、有識者等 約10名程度

(イ) 開催頻度

2テーマ×3回／年程度

(ウ) 場所

愛知県内の会議室等

(エ) 内容の想定

- ・2030年度頃の「愛知モデル」や基幹産業化の実現に向けて、議論の必要なテーマを設定し、論点の整理や協調的に議論すべき事項について、検討を進めること。

【テーマ例】

- ・空モビリティと陸モビリティとの連携
- ・「名駅スーパー モビリティハブ構想」の実現について
- ・空港を起点とした eVTOL 飛行ルート
- ・「愛知県次世代空モビリティ災害対応チーム」の啓発活動
- ・平時のデジタルマップユースケース
- ・ドローン量産化への技術適用やパーツ共通化 等
- ・上記はあくまで例であるため、県と協議の上、議論が必要なテーマ設定を行い、関係者や有識者の会議参加を促すこと。

(オ) 実装スキームや有望プレイヤーの参画の検討（1テーマ程度を想定）

- ・(エ) で設定したテーマのうち、実現が近いものについては、事業者や有識者へのヒアリングを行い、実装スキームの具体化や有望プレイヤーの巻き込みを進めること（例えば、県営名古屋空港における eVTOL の事業実施体制、運航や飛行ルートの検討等）。

エ 事務局会議

(ア) 参加人数

県、提案者等 約 10 名程度

(イ) 開催頻度

19 回／年程度

(ウ) 場所

愛知県内の会議室等

(エ) 内容の想定

- ・PT 会合・TF・DP の資料検討
- ・プロジェクト推進に向けて検討すべき事項の整理
- ・その他事務局運営全般

<共通事項>

- ・各会合の開催にあたっては、プロジェクトの目指す姿の実現に資する議題設定や資料の提案を積極的に行い効果的な議論につなげること。会議の開催内容はあくまで現時点での想定であるため、隨時変更の可能性がある。このため、県やプロジェクトメンバーと密に調整し、常に内容のブラッシュアップに努めること。
- ・会議の開催頻度は検討内容や時期により変動が見込まれるため、柔軟に対応すること。
- ・会議資料の作成にあたっては、各参加者が持ち込んだパソコンで共有できるフォーマットで作成すること。
- ・会議開催に向けては、会場の準備、司会等の議事運営、感染症対策の実施、オンライン参加者への対応（ビデオカメラやスクリーンなど必要な機器等の準備等）などを実施すること。
- ・会議終了後は遅滞なく議事録を作成し、参加者に共有すること。

- ・愛知県が別に発注するプロジェクト関連事業（物流ローン社会実装推進事業業務等）の受託者などと情報共有を行うなど連携を密に行い、資料作成や運営に反映させること。

【事務局運営の想定】

① 検討に必要な事項の調査

効率的な座組の組成や追加のメンバーの検討など、プロジェクトの推進に必要な事項を整理し、必要に応じて文献調査・ヒアリング調査を実施すること。

② 会議資料の作成・印刷

PT会合、TF、DP、事務局会議での検討用の資料を会期までに余裕をもって作成・印刷すること。

③ 会議の日程調整、開催場所の確保、参加者への案内通知等

④ ヒアリング調査の日程調整、内容検討

⑤ その他、プロジェクト推進に関する検討事項や関係者との応対、個別の打合せ等の発生への対応や、PT会合、TF、DPの前後の機会を活用したプロジェクト推進に資する会合・企画の検討など、必要に応じ柔軟に対応すること。

（2）次世代空モビリティ産業参入チャレンジ調査業務

次世代空モビリティについては、国において国産化・量産化に向けた議論が開始されるなど、産業化に向けた動きが加速しつつある。

愛知県は、自動車・航空宇宙産業をはじめとする強固な産業基盤があり、また、次世代空モビリティ関連企業の集積が徐々に図られていることから、既存産業と次世代空モビリティとの連携により、将来的には研究・開発から生産までのサプライチェーンを構築することが可能と考えられる。

本業務では、自動車・航空機産業等の企業による次世代空モビリティ産業への進出を促進するため、次世代空モビリティ事業者と、製造業や公的研究機関との共同研究等のコミュニケーションを通じて技術面・ビジネス面での課題解決を図り、さらなる産業の裾野拡大につなげる。

ア 業務の内容及び実施方法

共同研究会の開催

次世代空モビリティ産業への進出を検討している地域の製造業（サプライヤー）の巻き込みや、公的研究機関の本県への次世代空モビリティの研究・開発機能強化を促進するため、共同研究会を開催する。

（ア） 想定される参加者

- ・次世代空モビリティ事業者（プロジェクトのメンバー・ネットワークメンバー等）と地域の製造業（既存産業のメーカー・サプライヤー・サービス等）
- ・次世代空モビリティメーカー、サプライヤーと公的研究機関

（イ） テーマ数

3テーマ以上

※参考資料：

- あいちモビリティイノベーションプロジェクト「空と道がつながる愛知モデル 2030」

(ウ) 回数

各テーマ3回以上

※必要に応じた回数を開催すること。

(エ) 想定されるテーマ（例）

- ・次世代空モビリティの量産化に向けた課題整理や活用可能な他産業の量産化技術の探索
- ・次世代空モビリティ産業と既存産業のビジネスモデル（開発体制・製造設備投資の規模・製造ロット等）との整合性について検討
- ・次世代空モビリティメーカーの開発機能強化や既存産業の次世代空モビリティ産業への参入の課題解決に資する研究開発法人等の公的研究機関を交えた共同研究
- ・共同研究の内容は製品（次世代空モビリティの部材）の開発に限らず、課題解決に向けた検討の精緻化や実際の事業参入のPR等多岐に渡ると考えられる。
- ・上記はあくまで例であるため、次世代空モビリティ産業への既存産業の巻き込み等を図るために効果的な内容を提案し、実行すること。
- ・本業務の目的達成のため効果的な内容を企画し、成果につなげること。

イ 取組成果の発表

(ア) 発表の時期

2027年2・3月頃

(イ) 公表の方法

発表会の開催（リアル・オンライン）

(ウ) 留意事項

- ・50名以上が参加できる会場を確保すること。
- ・発表内容については、企業が持つ技術・知見等の秘匿にすべき情報が含まれる可能性が高いため、発表者と事前によく調整し、企業活動に影響を与えないよう、細心の注意を払うこと。

5 支払対象経費

本業務における支払対象経費は次のとおりとする。

(1) 人件費

専門家への謝金、本事業に従事する従業者に支払われる給与等

(2) 交通費

事業の実施に必要な交通費（電車代、タクシ一代等）

(3) 印刷製本費

報告書等の作成、資料等に必要な印刷製本費

(4) 消耗品費

事業の実施に必要な消耗品費

(5) 通信運搬費

事業の実施に必要な通信運搬費（電話代、郵送代等）

(6) 再委託費

一部の事業を再委託する場合の経費

(7) 貸借料

事業の実施に必要な機器等のリース・レンタル料、会場借上料

(8) その他

本事業の実施に必要な物件費であって、上記経費以外に県が必要と認める経費

(9) 一般管理費

上記に掲げた経費を除く、一般管理に要する経費

(10) 消費税及び地方消費税

上記経費に係る消費税及び地方消費税

6 成果品作成部数等

受託者は、業務完了に伴い、以下の通り報告書を提出すること。

(1) 提出書類

ア 実績報告書

2部

※ 図面等を除き、A4判縦、横書き、左綴じ、適宜カラー印刷

イ 実績報告書の電子データ

1式

ウ その他、業務にあたって県が作成を指示した資料

1式

(2) 提出期限

2027年3月31日（水）

(3) 提出先

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県経済産業局次世代モビリティ産業課モビリティイノベーション推進グループ

7 業務スケジュール（想定）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1) 会議 運営												
(2) 調査	契約						★PT 会合			★PT 会合		完了報告書提出

★タスクフォース、ディパートメント、事務局会議

★共同研究会開催（随時）

8 留意事項

(1) 県との協議及び総括責任者の設置

- ア 受託者は、本業務の実施において、県と十分協議の上行うこと。
- イ 委託業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している統括責任者を置き、業務実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- ウ 何らかのトラブルが発生した場合は、統括責任者は県に遅滞なく報告するとともに、県と連携の上、すみやかに解決を図ること。

(2) 委託事業間の連携

愛知県が別に発注する関連事業（物流ドローン社会実装推進事業等）と連携し、プロジェクト推進に必要な情報についても必要に応じて収集するなど連携すること。

(3) 調整能力及び空モビリティに関する専門的知見を有する人材の配置

本事業は、同プロジェクトに多くの企業・有識者などが関係するとともに、ドローンやeVTOL等の空モビリティに関する技術・法令・政策動向など専門的知見を要することから、空モビリティの関連事業などの企画・調整経験を有する等の調整能力の高い人材及び空モビリティに関連する専門的知見を有する人材を配置すること。

(4) 著作権等の保護

- ア 業務に当たり使用する図表や画像、データなどの著作権・使用権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者が、その一切の責任を負うこととする。
- イ 成果品について、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- ウ 著作権を始め、本業務の成果物における一切の権利は、県に帰属するものとするが、すでに受託者が持っている著作権を活用した成果物など、受託者が特に必要と認める場合は、県と受託者との協議のうえ、県の業務に支障がない範囲において、著作権を受託者の帰属とすることができる。

(5) 情報管理

- ア 受託者は、調査の遂行に当たっては県、企業、個人等の情報漏洩等がないよう情報管理、機密保持に万全を期すること。
- イ 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た情報を、委託者の許可無く他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- ウ 個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱いに万全の対策を講じること。

(6) 一括再委託の禁止

委託業務の全部及び主要部分を一括して第三者に再委託しないこと。事業の一部を再委託する場合は、再委託する業務の内容及び必要性等を十分勘案し、事前に協議すること。

(7) 業務期間中の費用負担及び契約金額の支払い

本業務を遂行するに当たって発生する費用は受託者の負担とし、その業務の対価として受託者に支払う契約代金は業務完了後、受託者の請求に基づき県が支払うものとする。

(8) 業務完了後の会計帳簿及び証拠書類の取り扱い等

- ア 受託者は業務完了後5年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じていつ

でも閲覧に供することができるように保有しなければならない。

イ 本業務に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。

(9) その他

本業務の実施にあたり、県から別途指示があった場合は、可能な限り対応すること。なお、この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と受託者が協議して決めるものとする。